

医療費助成制度をご存じですか

保険診療の自己負担分を町が助成します。ただし、年齢や世帯の住民税課税状況によって一部負担金や所得制限があります。

	子ども医療費	ひとり親家庭医療費	重度心身障がい者医療費
助成	<ul style="list-style-type: none"> ・入院にかかる医療費：無料 ・通院にかかる医療費：初診時一部負担金のみ負担 ※対象年齢で、現在受給者証をお持ちでない方は申請が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税世帯：医療費の一部を負担 ・住民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税世帯：医療費の一部を負担 ・住民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ負担
対象	①入院は、18歳の年度末まで全額を助成。保険外は対象外 ②通院は、小学校卒業まで初診時一部負担金のみ自己負担 ※令和6年8月受診分より18歳の年度末までに拡充	①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童 ※①②のいずれかに該当する18歳までの子ども（18歳になる年度の末日まで有効。大学進学等で父か母の扶養を継続される方は、申請により20歳の誕生日の前日が属する月の末日まで受給可。） ※児童は入院と通院、その親は入院のみ助成対象	①身体障害者手帳1・2級の方、3級の内部障がいの方 ②療育手帳A判定の方、または重度の知的障がいと診断された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方（入院にかかる医療費は対象外）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童の健康保険証 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑（スタンプ印除く） ・対象者全員の健康保険証 ・児童扶養手当証書または戸籍謄本（離婚日等が分かるもの） ・子どもが大学などに進学されている場合は在学証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑（スタンプ印除く） ・対象者の健康保険証 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
制度変更	通院にかかる医療費の初診時一部負担金のみ自己負担は、令和6年8月受診分から18歳の年度末までに拡充します。	18歳の年度末までの入院および小学校卒業まで（令和6年8月受診分からは18歳の年度末まで）の通院は、子ども医療費と同様の助成が受けられます。	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等での怪我により、日本スポーツ振興センターの災害共済給付等から医療費が助成された場合、受給者証の使用はできませんので、ご注意ください。 ・令和6年1月1日時点で当別町に住民登録のない方は、最新の「所得・課税証明書」または地方税関係情報取得に関する同意書が必要です。受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届けてください。 ①健康保険証が変更になったとき、②住所が変わったとき、③死亡したとき、④婚姻（事実婚含む）・離婚したとき 		
問合せ先	保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23 - 3019）	介護課障がい支援係（ゆとろ内・☎25 - 2665）	

お知らせ

令和7年3月31日まで 6月からスタート 当別町歯科健診のご案内

保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

町では、今年度から新たに歯科健診を実施します。対象となる方は、実施期間中に1回助成が受けられますので、積極的に歯科健診を受診しましょう。歯科健診を受診するためには受診票が必要です。健康推進係まで問合せください。

妊婦歯科健診

妊娠期はホルモンバランスの変化により歯肉炎にかかりやすくなります。また、妊婦が歯周病に罹っていると、低体重による出生や早産になるリスクが高まります。これから生まれてくる赤ちゃんのためにも、歯科健診を受診しましょう。

▼対象者 町内在住の妊婦（令和6年4月以降の妊娠届出から受診票を交付）

▼料金 無料

成人歯科健診

歯周病は歯を失う主な原因で、糖尿病をはじめとする生活習慣病など、身体の健康と深く関係しています。健康で長生きするためには、歯周病予防を含む口腔の健康維持が重要です。

まずは、歯科健診を受診して、口腔の状況を確認しましょう。

▼料金 500円（生活保護世帯の方は無料）

<対象者>

対象年齢	生年月日
20歳	平成15年4月2日～平成16年4月1日
30歳	平成5年4月2日～平成6年4月1日
40歳	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日
50歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
60歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日

後期高齢者歯科健診

「食べ物がかみづらい」「飲み込みにくい」など、高齢になると歯と口のトラブルが起こりやすくなります。「年だから」として軽視は禁物です。

歯・口のはたらき（口腔機能）の衰えは、健康への悪影響を招き、フレイル（心身の衰弱）につながります。歯科健診で歯と口の健康チェックをして、フレイルを防ぎましょう。

▼対象 町内在住の後期高齢者医療保険の加入者

▼料金 500円

検査実施機関

検査実施機関	電話番号
くろさわ歯科クリニック 住所 北栄町39番地4	☎25-2888
当別駅前クリニック田西歯科 住所 園生711番地	☎0120-89-6480
当別ファミリー歯科 住所 白樺町5番地24	☎23-4618
ハート歯科 住所 太美町1473番地12	☎26-4719
太美歯科クリニック 住所 太美町1695番地188	☎26-2121
北海道医療大学歯科クリニック 住所 金沢1757番地	☎23-1601
北海道医療大学病院 住所 札幌市北区あいの里2条5丁目	☎011-778-7558

広告

広告

積極的に健診を受け、病気の予防や早期発見につなげましょう 集団健診のお知らせ


保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23 - 4044）

日本人の2人に1人はがんになる時代ですが、早期発見をして治療をすれば90%以上が治ります。

また、生活習慣病の発症予防や重症化予防は、年に1回の健診を受けることが効果的です。

受診を希望する場合は、健診受診日の1週間前までに電話や町ホームページ、QRコードから申込みください。

<日程・会場・受付時間>

日程	会場	受付	申込み
8月4日(日)	ゆとろ	7時～ 10時	
8月5日(月)			
8月6日(火)	西当別		
8月7日(水)	コミセン		

<5年に1度はエキノコックス症検診を受けましょう>

エキノコックス症は直接キツネに触れていなくても、汚染された沢水や山菜、野菜を直接口にすることで感染します。そのため、検診を受けて早期発見することが大切です。

▼日時・会場 8月4日(日) ゆとろ、8月6日(火) 西当別コミュニティーセンター

※いずれも10時～11時

▼対象者・料金 小学3年生以上の町民（過去5年検診を受けていない方）・無料

▼検査内容 問診、血液検査

▼申込期限 7月25日(木)

※8月の集団健診と同時に受診できます。

<検査内容・対象者・料金>

健診項目	健診内容	対象者	料金	
			町国保の方	一般の方
フレッシュ健診	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質・血糖・肝機能・尿酸・腎機能・貧血)	18歳～39歳の方	1,000円	1,500円
特定健康診査	上記と同様の他、心電図	40歳～74歳の国保加入者	700円	—
基本健康診査		40歳以上の生活保護世帯の方	—	無料
肝炎ウイルス検診	血液検査(B・C型肝炎検査)	検診を受けたことのない40歳以上の方	300円	600円
エキノコックス症検診	問診、血液検査	小学校3年生以上で過去5年間受診していない方	無料	無料
胃がん	バリウム検査	50歳～	900円	1,600円
肺がん	胸部レントゲン撮影	40歳～	300円	500円
	必要者に喀たん検査		650円	1,000円
大腸がん	便潜血検査(2日)		500円	800円

※生活保護世帯の方は無料です。また、オプションとしてピロリ菌検査(血液)も受けられます。詳しくは、問合せください。

広告

広告